

在宅緩和ケアの充実

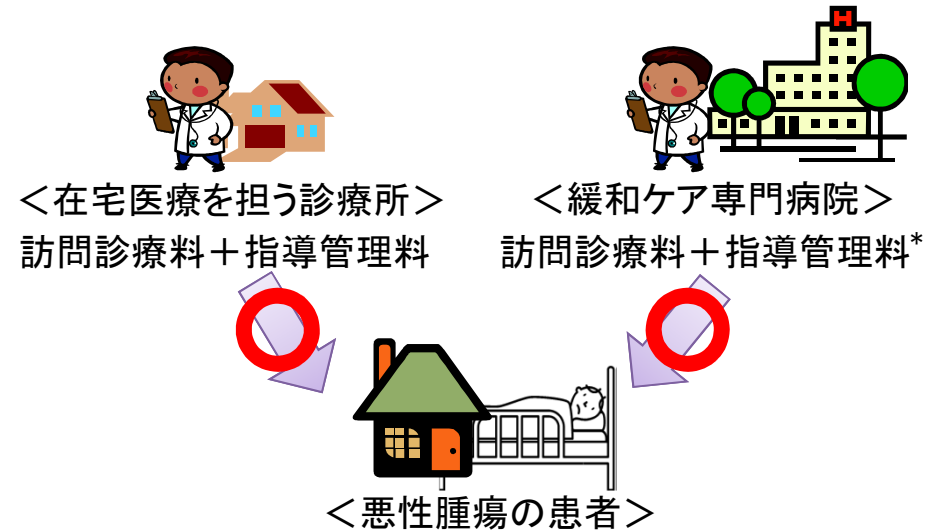
専門的な緩和ケアの評価

- 緩和ケア専門の医師と、在宅医療を担う医療機関の医師が共同して、同一日に診療を行った場合を評価する。

【現行】



【改定後】*在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料：
専門の研修を受けた医師に限る



在宅がん医療総合診療料の引き上げ

【現行】

在宅末期医療総合診療料
(処方せんを交付)

1,495点

【改定後】

在宅がん医療総合診療料
(処方せんを交付)

1,800点

※機能を強化した在宅診療・在宅病(病床有)の例 53

在宅療養指導管理料の見直し

在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料の見直し

- 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料において、評価の見直しを行うとともに対象疾患を拡大する。

(改) 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料 500点 → 1,000点

[対象疾患]

表皮水疱症、**(新)先天性水疱型魚鱗癬様紅皮症**

在宅小児経管栄養法指導管理料の新設

- 在宅で療養中の小児患者について、新たな指導管理料を創設し、注入ポンプ等を用いた経管栄養の充実を図る。

(新) 在宅小児経管栄養法指導管理料 1,050点

[算定要件]

- ① 経口摂取が著しく困難な15歳未満の患者又は15歳以上であっても、15歳未満から継続して経口摂取が著しく困難な患者(体重20kg未満に限る)について、在宅で経管栄養を行った場合に算定する(当該栄養法以外に栄養の維持が困難な患者のみ)。
- ② **注入ポンプ加算、経管栄養法用栄養管セット加算はそれぞれ別に算定できる。**

在宅の療養に係る医療機器の評価について①

機器の性能等に着目した評価の見直し

- ▶ 在宅で用いる医療機器について、性能に着目した評価の見直し

間歇注入シリンジポンプ加算

(性能によらず共通)

1,500点



1 プログラム付きポンプ

2,500点

2 1以外のポンプ

1,500点

[算定要件] プログラム付きポンプとは、基礎注入と独立して追加注入がプログラム可能であり、また基礎注入の流量について、1日につき24プログラム以上設定可能なもの。

- ▶ 実勢価格等を踏まえた評価の引き上げ

人工呼吸器加算

1 陽圧式人工呼吸器

7,000点

2 人工呼吸器

6,000点

3 陰圧式人工呼吸器

7,000点



7,480点

6,480点

7,480点

- ▶ 対象範囲の明確化

人工呼吸器加算

人工呼吸器に必要な回路部品その他の付属品(療養上必要な分のバッテリー及び手動式肺人工蘇生器等を含む。)に係る費用は所定点数に含まれる。

在宅の療養に係る医療機器の評価について②

評価体系の見直し

➤ 月をまたいでの受診となる場合の取扱い

在宅酸素療法及び在宅持続陽圧呼吸療法を行う場合、患者の体調等の医学的理由により月をまたいでの受診になることもあることから、在宅療養指導管理材料加算の請求方法を見直す

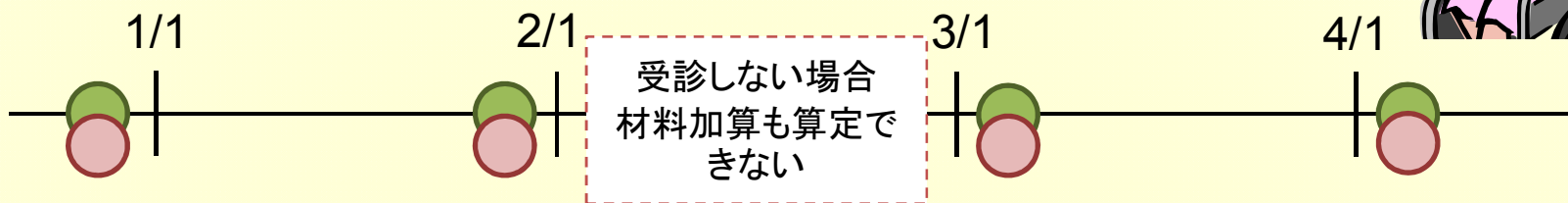
[現行] 1月に1回に限り、第1款の所定点数に加算する



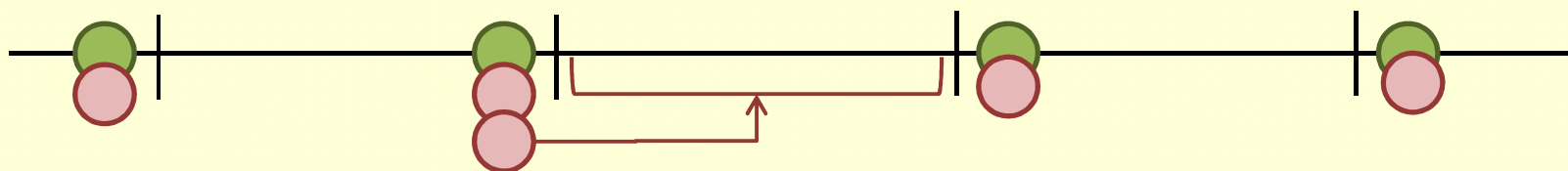
[改定後] 2月に2回に限り、第1款の所定点数に加算する

例)

[現行]



[改定後]



● … 受診 ● … 在宅療養指導管理材料加算

[当該取扱いの対象となる在宅療養指導管理材料加算]

酸素ポンプ加算、酸素濃縮装置加算、液化酸素装置加算、呼吸同調式デマンドバルブ加算、経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算



在宅の療養に係る管理料の評価

妊娠中の糖尿病患者の在宅血糖自己測定(SMBG)に基づく管理の評価

- 学会等からの提案書に基づき、医療技術評価分科会において検討を行い、インスリン製剤を使用していない妊娠中の糖尿病患者であって、周産期における合併症のリスクが高い者のうち、血糖自己測定値に基づく指導を行うため血糖測定器を現に使用している者に対して、適切な療養指導を行った場合の評価を行う。

(新) 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料 150点

※ インスリン製剤を使用している場合は、在宅自己注射指導管理料 820点を算定可能

[算定要件] 妊娠中の糖尿病・妊娠糖尿病患者のうち、以下の(1)又は(2)に該当する者で血糖自己測定を行っている者

- (1) 以下のいずれかを満たす糖尿病である場合(妊娠時に診断された明らかな糖尿病)
 - ア 空腹時血糖値が126mg/dL以上
 - イ HbA1CがJDS値で6.1%以上(NGSP値で6.5%以上)
 - ウ 随時血糖値が200mg/dL以上
(注)ウの場合は、空腹時血糖値がHbA1Cで確認すること。
 - エ 糖尿病網膜症が存在する場合
- (2) ハイリスク妊娠糖尿病
HbA1CがJDS値で6.1%未満(NGSP値で6.5%未満)で75gOGTT2時間値が200mg/dL以上

(改) 血糖自己測定器加算 400点

(月に20回~40回測定する場合の例)

[算定要件]

(新) 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料を算定している患者に対し、在宅で血糖の自己測定をさせ、その記録に基づき指導を行った場合に算定

在宅で用いる医療機器に対する管理料の新設

植込み型の医療機器による治療に対する管理料の新設

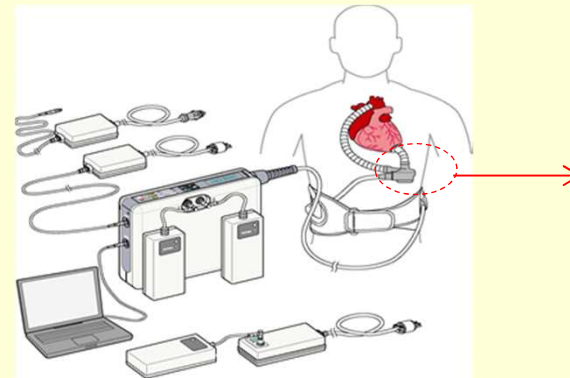
➤ 高度な医学管理が必要な医療機器について、管理料を新設する。

例) (新) 在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料 **45,000点**

心臓移植適応の重症心不全患者で、心臓移植までの循環改善のために体内に植込んだ医療機器について、

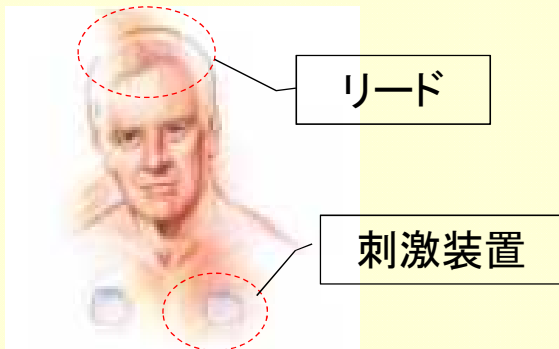
- ① 駆動状況の確認と調整
- ② 抗凝固療法の確認
- ③ 血圧・心電図等の確認
- ④ 緊急時の対応について

の指導管理等を行う。



(新) 在宅振戦等刺激装置治療指導管理料 **810点**

注 植込術を行った日から起算し3月以内の期間に行った場合には、導入期加算として、所定点数に、140点を加算する。



パーキンソン病等に伴う振戦を軽減する目的で植込まれた脳刺激装置の動作確認と、刺激条件の調整

- ① 刺激点の選択
- ② 単極刺激と双極刺激の選択
- ③ 刺激強度の選択
- ④ 刺激幅の選択
- ⑤ 刺激頻度の選択があげられる。
- ⑥ 刺激条件の決定にあわせた投薬量の調整

体内に植込まれた刺激装置と交信し、刺激条件等を確認し、調節